

千赤福第 3 9 2 号
平成 2 4 年 7 月 4 日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

千早赤阪村長 松本 昌親

2 0 1 2 年度自治体キャラバン行動・要望書について（回答）

平素は村政運営に対しまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 24 年 5 月 28 日付けで要望をいただきました事項につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 国民健康保険について

- ①国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など税控除にある内容を盛り込んだ条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。（減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。）

【回答】

一般会計からの独自繰入については、本来の特別会計の主旨に沿わないことから現在のところ考えておりません。保険料の引き下げについては、平成 19 年度に 10% の引き下げを実施しておりますが、現在の国保運営は、制度改正や医療費の動向により、財政状況が大きく変動することが過去の実績を見ましても現れております。また、現在、国においては、後期高齢者医療制度の廃止や国保の広域化など新たな医療制度の構築に向けて検討されておりますことから、現状の保険料を維持し、引き下げについては今のところ考えておりません。

保険料の減免については、千早赤阪村国民健康保険条例第 27 条に規定されております。一部負担金の減免については、千早赤阪村国民健康保険条例施行規則第 33 条に規定されておりますが今後、近隣市町の状況も勘案の上検討していきたいと考えております。

- ②法令を遵守し「給付と収納は別」であることを徹底すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。本人または家族が病気の場合は必ず保険証を渡すこと。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。

【回答】

資格証明書については、現在のところ発行しておりません。また、短期保険証の交付については、現在実施しております3ヶ月更新を引き続き行います。但し、高校生以下の子どもに対しては、6ヶ月の短期証を交付しております。

- ③財産調査・差押については法令を順守し、さらに資産等をみつけても一方で借金などがないかきめ細かく面談し生活困窮に陥らせることのないよう最善を尽くすこと。また資産調査や聞き取りによって生活困窮状態が判明した場合は積極的に滞納処分の停止とすること。生活保護受給者に対しては過去の滞納分の請求を行わず、積極的に滞納処分の停止をおこなうこと。

【回答】

差し押さえ等につきましては、資産調査や聞き取りなどの調査を実施し、慎重に対応してまいりたいと考えております。

- ④国保料滞納世帯は生活困窮世帯である場合が多いため、納付相談だけでなく生活支援のために常時生活保護担当課とつなぐよう庁内ネットワークを構築すること。さらに全般的な生活相談に応じられる「市民生活相談窓口」などを設置し専門の相談員を配置すること。

【回答】

国民健康保険料の滞納世帯については、督促状の送付や短期証の交付時に納付相談を行っていますが、その相談内容によっては、生活保護担当課等と連携し、対応しております。また、全般的な生活相談については、千早赤阪村社会福祉協議会が月2回定期的に「心配ごと相談」を開設し、相談員2名で対応しています。

- ⑤国保広域化は結局大都市自治体の国保の困難さを小規模自治体が抱えこむことにしかならず、特に大阪の場合は保険料大幅値上げと市町村の優れた条例減免廃止により被保険者の困難さが深刻になるという結果にしかならない。国民皆保険の柱である国保制度再構築のため国庫負担増を住民とともに国に強く要請すること。大阪府特別調整交付金の分配を収納第一主義から「低所得世帯加入率」「高齢者」「多子世帯加入率」や特定健診の内容充実に対する支援に当るよう要望すること。

【回答】

国保広域化の考え方について、本村といたしましては高齢化の進展、被保険者の

低所得化など構造的な課題により医療費が増加するなど厳しい財政状況となるため、制度の持続性を高めるためには国保の広域化が必要であり、国の動向を注視するとともに大阪府の支援方針も勘案しながら適性に対応していきたいと考えております。

- ⑥国民健康保険運営協議会を全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえでホームページでも公開すること。

【回答】

国保運営協議会の委員は、現在も被保険者代表として一般の方々に委員委嘱をしております。

協議会の傍聴は、全庁的に調整を行う必要があります、現時点での実施は困難であると考えます。

2. 健診について

- ①特定健診は国基準だけでなくさらに充実させ費用は無料とするとともに住民が受診しやすいものとする。

【回答】

特定健診については、国保加入者に対して無料で実施しております。また、一般会計において追加項目健診を実施し、従来の健診内容と同等の健診項目も無料で実施しています。また、特定健診以外により多くの住民が受診できるよう平成 24 年度から 20 歳から 39 歳までの国保被保険者対象の「若年検診」を創設し、疾病予防対策を充実しております。

- ②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

【回答】

がん検診については、従前どおり保健センターで実施しておりますが、特定健診との同時受診については、費用の増大、人員不足により実施は困難と考えております。

- ③人間ドッグ助成も行うこと。

【回答】

人間ドッグについては、自己負担額の 5 割を助成していましたが、平成 24 年度から 7 割助成に拡大し実施しております。

3. 介護保険・高齢者施策について

- ①国や府の圧力に屈せず一般会計繰入によって介護保険料を年度途中であっても引

き下げること。

特に低所得者の介護保険料は国民健康保険料の7割軽減よりも高く設定されているので非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する減免制度とすること。

【回答】

介護保険料につきましては、計画期間である3年ごとに介護サービス費用見込み額等を勘案しながら算定し、介護保険制度の3原則を順守して財政の均衡を保つように設定しております。昨年度策定いたしました「千早赤阪村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第5期）」における介護保険料基準額につきましては、年額57,120円、月額4,760円となり、第4期計画より年150円、（△0.3%）の減額となっております。また、非課税者・低所得者の保険料につきましては、多段階化を行うことで被保険者の負担能力に応じた保険料設定を行っており、第5期計画では新たに設定した第3段階特例と第4段階特例を継続しており実質は10段階となっております。

減免制度の創設につきましては、市町村個別ではなく全国一律の制度と考え、町村会を通じ引き続き国へ要望してまいります。

- ①入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【回答】

本村では、特別養護老人ホーム1施設、認知症グループホーム2施設があり、施設系サービスの拡充については、南河内圏域で考えていく必要があると考えており、村のみでの整備となると保険料の上昇につながるため、慎重に検討してまいりたいと考えております。また、本村の地理的要因から新規事業所の参入はあまり期待できないため、既存事業所との連携を図ってまいります。

- ②軽度者を介護保険から外すこととなる介護予防生活支援総合事業は今後も一切導入しないこと。一般会計で行う高齢者施策はさらに充実させること。

【回答】

介護予防・日常生活総合支援事業につきましては、高齢者ニーズを把握し、本村での必要性を十分検討したうえで慎重に対応してまいります。

高齢者施策につきましては、高齢者が生きがいをもって暮らせるよう、老人クラブ等への支援をはじめ老人憩いの家やいきいきサロンなど交流の場の充実に努めるとともに、高齢者等配食サービス、紙おむつの購入費助成、緊急通報装置の貸与など高齢者が安心して生活できるよう施策の充実に努めております。

- ③低所得者でも介護サービスが利用できるよう利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。

処遇改善加算分については独自の助成を行い利用者負担の軽減を行うこと。

【回答】

利用料の軽減については、災害等の特別な事情がある場合や、高額介護サービス費の支給等を制度化しており、被保険者の公平性を十分考慮し今後に対応してまいります。処遇改善加算分については、市町村個別ではなく全国一律のルールのもとに取り組む課題と考えております。

- ④不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

【回答】

本村においては、従来から要介護認定者それぞれの状況により判断しており、一律の判断で制限するようなことは行っておりません。

村内事業所と小規模自治体の特性を生かした細やかな連携を図ってまいります。

- ⑤事業者による訪問介護生活援助の不当な短縮が横行している事態に対しては国のQ & Aや川崎市、広島市、大阪市などの通知を参考とし独自に通知を発出すること。

【回答】

介護報酬改定への対応については直接事業所に対し指導・確認しております。

- ⑥「地域包括ケア」を実現するために、自治体として情報提供を含めネットワークづくりに責任を果たすこと。

【回答】

直営の地域包括支援センターを中心に関係機関との連携を図りながら、高齢者の顔が見える小規模自治体の特性を生かし、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

4. 生活保護について

- ①生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視し、法令遵守を行うこと。窓口で申請者に対して高圧的な態度や人権無視の言動を行わないこと。

- ②申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住

民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。

(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。

- ③申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事のを確保すること。
- ④通院や就職活動などのための交通費として移送費を支給すること。移送費について「しおり」「手引き」に明記すること。
- ⑤「休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。
- ⑥自動車がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。

【回答】

生活保護事務につきましては、大阪府（富田林子ども家庭センター）が実施機関ですが、村へ相談があった場合には、直ちに大阪府へつなげるよう連絡調整に努めております。

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ①全国で最低レベルの医療費助成制度を一日も早く外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

【回答】

子どもの医療費助成（乳幼児医療）制度につきましては、平成 23 年 4 月から入院は小学校 6 年生までを中学校 3 年生までの対象に拡大し、通院は小学校就学前までを小学校 6 年生までの対象に拡大して所得制限なしの村単独助成を実施しております。

- ②全国最低レベルの妊婦検診を全国並み（14 回、10 万円程度）の補助とすること。

【回答】

妊婦健診の公費負担を今年度からさらに増額し、国の言う全額公費負担相当の 1 人あたり 116,840 円の公費負担を行っております。

- ③就学援助の適用条件については、収入・所得ではなく課税所得でみることに。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第 1 回支給月は出費のかさむ 4 月にできるだけ近い月とするために年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。

【回答】

適用条件につきましては、前年の課税所得額から社会保険料・生命保険料・地震保険料を控除した額により判断しております。

手続きは、学校経由での申請のみならず、教育委員会の窓口で通年行っております。

支給日につきましては、前年度所得確認後認定を行い、修学旅行等行事・給食などの状況・経費等把握の上、振込みを行っているため、学期ごとの支給となっております。

- ④子宮頸がんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチン・肺炎球菌ワクチンについては法定接種化の方向が決定した。法定実施前においても無料接種をしていない自治体においてはただちに無料制度とすること。

【回答】

子宮頸がんワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンは昨年度から指定医療機関で接種した場合、接種費用を全額公費負担しております。

- ⑤子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

【回答】

本村では、第4次総合計画において人口の維持を最重点目標に掲げ、事業展開を図っております。

具体的な方策として、新婚世帯や子育て世代への家賃補助の提案ですが、定住施策については、本村の特性や地域性などを十分調査・把握した中で、最も効率的・効果的な施策を実施していきたいと考えており、ご提案の家賃補助についても一つの手法として認識し、第1期実行計画における「定住促進に関する調査研究事業」の中で、調査研究を進めてまいりたいと考えております。